

労務 ROAD

■障害者雇用促進法の改正について（令和6年4月より）

障害者雇用促進法に基づき、その雇用する従業員について一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することが義務付けられています。
令和6年4月1日以降、障害者法定雇用率の引き上げなど、改正点がいくつかございますので、今回はこの点について、解説いたします。

障害者の法定雇用率の段階的に引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

これに伴い、障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が、令和6年4月以降は「従業員数40人以上」、令和8年7月以降は「従業員数37.5人以上」となります。

短時間勤務の障害者の実雇用率の算定基準の変更

これまでは、1週間の所定労働時間が20時間未満であれば、障害者雇用率の算定においては雇用人数に含めることができませんでした。

令和6年4月1日以降は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の短時間勤務の障害者（ただし、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者に限る）についても、実雇用率の算定において雇用人数に含めることができ、算定においては、1人あたり0.5人としてカウント出来る様になりました。

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
重度身体障害者	2	1	0.5
重度知的障害者	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5	0.5

障害者雇用に関する労働関係助成金

特定求職者雇用開発助成金・・・特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により障害者を継続して雇用

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

週20時間以上の勤務が難しい精神障害者・発達障害者を、20時間以上の勤務を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成します。

キャリアアップ助成金・・・障害者正社員化コース

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）は、障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換する措置を継続的に講じた事業主に対して助成します。

各制度の詳細や助成金申請要件等については、弊社 担当者へご確認下さい。

【厚生労働省・ハローワークより】

VOL.899
(2404-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

↓ご案内はこちら↓

中小事業の労働保険事務は
「労働保険事務組合」への加入が便利です！

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
 - ✓ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
 - ✓ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。
- お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

4月労務スケジュール

- ・協会けんぽ 料率改定（健康保険・介護保険）
※翌月控除の場合
- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど